

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right) \left(\begin{array}{c} \text{衛 生 主 管 部 (局)} \\ \text{介 護 保 険 主 管 部 (局)} \end{array} \right) \text{御 中}$

個 人 情 報 保 護 委 員 会 事 務 局
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 情 報 担 当 参 事 官 室
厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課
厚 生 労 働 省 老 健 局 総 務 課

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に
関する Q & A（事例集）」の一部改正について

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・
介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q & A
（事例集）」（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ
ンス」に関する Q & A（事例集）について」（平成 29 年 5 月 30 日付け事務連絡）別添。
以下「Q & A」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、

- ・ 国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 5 年
法律第 47 号）第 11 条による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
別表第 1 及び別表第 2 の改正
- ・ 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 60 号）による所掌変更
を踏まえた医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室の名称変更
が令和 7 年 4 月 1 日に施行されました。

これに伴い、Q & Aにつき別添 1 のとおり一部改正し、別添 2 のとおりとするため、
改正の趣旨、内容等についてご了解いただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等
に対する周知方よろしくお取り計らい願います。